

飲食デリバリー代行業者 利用支援補助金

デリバリー代行業者を利用している飲食事業者等に対し、利用手数料の一部を補助します

対象事業者	市内で飲食店等を営んでおり、すでにデリバリー代行業者の利用登録を完了している、または利用登録申請を完了している <u>中小企業</u> 。 (個人事業主含む。大手フランチャイズチェーンの直営店は除く) ※中小企業とは 飲食店等の小売業においては、資本金の額または出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時雇用する従業員の数が50人以下の会社及び個人。
補助金額	上限10万円(対象経費の2分の1以内の額)
対象期間	補助金の交付決定日かつデリバリー代行業者利用登録完了日後でサービス利用開始日から3か月間。
対象経費	デリバリー代行サービス利用により生じる、商品売上価格に応じた手数料。
申請方法	申請書(要押印)を原則、郵送にて提出 ※持参でも受け付けますが、 <u>感染症拡大防止の観点から、郵送でのご提出にご協力ください。</u>
申請期間	令和2年5月11日(月)～令和2年7月31日(金) ※締切日の消印有効 ※募集は500件を予定。予定件数に達した時点で受付終了。
留意事項	この表はあくまで <u>概要</u> です。 申請前に「さいたま市飲食デリバリー代行業者利用支援補助金交付要綱」にて詳細をご確認ください。 URL : https://www.city.saitama.jp/002/001/008/006/011/001/takeoutdelivery.html

書類の提出先(問い合わせ先)

さいたま市役所商工観光部商業振興課

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048-829-1364 FAX 048-829-1944

MAIL shogyo-shinko@city.saitama.lg.jp